

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県明石市大久保町駅前一丁目1番地の6

株式会社窪田窪商店

氏名

代表取締役 窪田 信子

公開用

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する

神戸市長

久元喜



許可の年月日 令和 5 年 3 月 28 日

許可の有効年月日 令和 12 年 2 月 18 日

## 1 事業の範囲

(積替え・保管を含まない。)

- ①ばいじん (アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダライシシ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ②燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダライシシ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ③汚泥 (アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダライシシ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

(積替え・保管を含む)

- ①廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ②廃酸 (pH2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダライシシ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ③廃アルカリ (pH12.5以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダライシシ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え・保管場所：神戸市西区福吉台一丁目1619番2 他5筆 面積：2.88m<sup>2</sup> 保管上限：9.0m<sup>3</sup>

積替えを行う産業廃棄物の種類：上記事業範囲(積替え・保管を含む)の①～③

## 3 許可の条件 特になし

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成23年7月5日 新規許可  
平成24年10月19日 変更許可  
平成26年3月14日 変更許可  
平成28年2月19日 更新許可・優良認定  
令和5年3月28日 更新許可・優良認定

## 5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ( 無 )